

公示送達書

下記の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。この書類は町長が保管していますので、該当者は交付の請求をしてください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、下記書類の送達があったものとみなされます。

白子町告示第108号
令和8年8月31日

千葉県長生郡白子町長 緑川 輝男



令和8年度固定資産税第1期 督促状

送達を受けるべき者の住所（所在地）、氏名（名称）

藤原 正也

斉藤 利子

渡邊 フジエ

佐藤 カツ

宮田 秀登

芦澤 謙一

佐藤 育男

舟木 久子

芳賀 レイラ

矢内 光義

後藤 史

青木 捷夫

篠河 弘和

株式会社 國松

シャーホイ国際 合同会社